

理事長 富澤 暉

民集会が開催されたのは1997年4月28日であった。その日、私もその集会での弁士の一人であったが、この会の真の趣旨は「日本の主権回復(独立)、即、現日本国憲法改正でなければならぬ」ということであった。

2月・3月コラムで主権回復記念日について触れた。この4月末にはゴールデン・ウィークが始まり、月を跨いで昭和の日、憲法記念日、みどりの日、子供の日と続く。普通の勤め先は5月1日、2日を休みとするので多くの人々には9連休が約束されている。借

2013年3月に「日本の完全な主権回復と国際復帰を記念するための政府主催の記念式典を開くこと」が閣議決定され、その年の記念式典は、天皇・皇后両陛下ご出席の下に東京で行された。

行社会員は「そんなの関係ねえ」と言われるかもしれないが、そう言わず、ご家族、友人達と長い休みを楽しんで頂きたい。

ただ、14年度以降のこの種行事は「節目節目に行っていききたい」(菅内閣官房長官)ということで行われていない。あの式典が憲法改正の前奏であったとすれば、主題の出現までに随分と間延びしてしまった。

そうなると「主権回復の日が正式に祝日になれば10連休となるのに」という声も出てきそうだ。

私自身は30年以上憲法改正を待っていたが、いつも政治家からは「富澤君、9条改正にはあと10年かかるよ」と言われ、今もなおそう聞かされている。

4月28日を祝日とする場合の問題点を既に3月号で述べたが、実はより根本的な問題がなお残っている。それは、独立記念日と被占領下憲法の施行日を祝日として両立させることが元々矛盾しており、あり得ないということである。どうしても、主権回復記念日を正式の祝日とする時は、改正後の新憲法発

布日か施行日を別に設定するしかないが、それを再び5月3日に合わせることは多分至難なので何れにせよ連休がより長くなることはない。

の祝日とする時は、改正後の新憲法発布日か施行日を別に設定するしかないが、それを再び5月3日に合わせることは多分至難なので何れにせよ連休がより長くなることはない。

10連休も憲法改正も欲しいが、何よりも自衛隊を、諸外国の軍隊と並んで同等に武力行使し、演習できるものにして速やかに変えてほしいのである。